

# 北九州市病児保育事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する「病児保育事業」について必要な事項を定め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

## (児童の定義)

第2条 この要綱における児童とは、第6条に規定する実施施設（以下「実施施設」という。）の長が、集団保育が困難であると判断した概ね生後3ヶ月から小学校6年生までの児童をいい、児童を次のとおり分ける。

### (1) 病後児

次の各号に掲げる傷病の回復期にある児童

ア 感冒、咽頭炎、扁桃腺炎、中耳炎、消化不良症(下痢等)等、児童が日常罹患する疾患

イ インフルエンザ、風疹、水痘、流行性耳下腺炎等の感染性疾患

ウ 喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患

エ その他実施施設の長が集団保育が困難と判断した疾患

### (2) 病児

前号に掲げる傷病のうち、当面症状の急変は認められないが回復期に至らない児童

## (病児保育の定義)

第3条 この要綱における病児保育事業（以下「本事業」という。）とは、前条の児童を実施施設において一時的に保育する事業をいう。

2 実施施設が保育所併設型の場合は病後児のみを、病院・診療所の場合には、病児・病後児を預かることができるものとする。

## (事業の委託及び費用)

第4条 本事業の実施にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院等の児童福祉施設又は医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所に付設された専用スペースあるいは本事業のための専用施設のうち、第6条各号に掲げる基準を満たし、かつ市長が適当と認めたものに委託することができるものとする。

2 前項の委託を受けようとする施設の長は、あらかじめ「北九州市病児保育事業実施協議書」（様式第1-1号）を市長あてに提出し、指定を受けなければならない。

3 前項の規定により指定を受けた施設の長が事業実施内容を変更しようとするときは、「北九州市病児保育事業実施協議書」（様式第1-1号）を市長あてに提出し、承認を得なければならない。

4 第2項の規定により指定を受けた施設の長が本事業を休止又は廃止しようとするときは、3ヶ月前までに「北九州市病児保育事業休止・廃止協議書」（様式第1-2号）を市長あてに提出し、承認を得なければならない。

5 第1項の委託を受けた施設に対して支払う本事業に要する費用は、別表1を基準として算定するものとする。

## (暴力団員等の排除)

第5条 実施施設は次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又は当該施

設の長（以下これらを「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

- (2) 実質的に暴力団員等がその運営に関与すること。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用すること。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結すること。
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与すること。
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用すること。
- (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされた者で、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (9) 役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

#### （実施施設）

第6条 実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たしていなければならない。

- (1) 利用定員が4人以上であること。
- (2) 職員配置は、病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

##### ア 利用児童がいる時間帯の場合

①～④の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

- ① 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- ② 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。
- ③ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- ④ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

##### イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児

童がいなない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

### (3) 設備

ア 保育室、観察室又は安静室、調理室及び調乳室等、本事業の実施に必要な設備を有すること。

イ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

ウ 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下廻らないこと。

エ 観察室又は安静室の面積は、児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

オ 専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場として区画すること。

(4) 児童福祉施設にあっては、選任された医師がおり、病状によっては直ちに対応できる距離にある医療機関との協力体制が確保されていること。

(5) 施設を本事業に供することにより、法令又は条例等の規定に抵触しないこと。

### (定員を超えた児童の受入)

第6条の2 実施施設は、保護者から定員を超えて利用申請があるとき、前条第2号及び第3号に掲げる基準を満たした上で、児童を預かることができる。

### (対象児童の要件)

第7条 本事業の対象となる児童は、原則として、市内に居住し、かつ保育を必要とする乳児・幼児または小学校に就学している児童であって、その保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会通念上やむを得ないと認められる事由により、家庭で保育を行うことが困難なことを要件とする。ただし、上記児童等の利用を妨げないときは、市外に居住する児童等も対象とすることができる。

### (事業の開設日及び開設時間)

第8条 本事業の開設日及び開設時間は、原則として市内の保育所に準じて、実施施設毎に設定するものとする。

### (事前登録)

第9条 本事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ「北九州市病児保育事業事前登録申請書」(様式第2号)を実施施設の長に提出し、登録するものとする。

2 前項の申請に基づき、登録をなしたときは、実施施設の長は、その証明書を発行するものとする。

### (利用申請等)

第10条 前条の規定により事前登録をしている保護者が、本事業を利用しようとするときは、実施施設の長に「北九州市病児保育事業利用(変更)申請書」(様式第3号。以下「申請書」という。)及び「北九州市病児保育事業の利用(変更)に係る主治医意見書(診療情報提供書)」(様式第4号。以下「主治医意見書」という。)を提出するものとする。この場合において、前条に規定する手続きをしていないものについては、申請の際に当該手続きを併せて行うものとする。なお、実施施設が病院、診療所の場合には、利用施設で診察を受けることにより、主治医意見書の提出を省略することができる。

2 前項に規定する申請があった場合において、次の各号の一に該当するときは、実施施設の長は申請を却下することができるものとする。

(1) 児童の傷病が第2条の規定に該当していないと認められるとき

(2) 児童又は保護者が第7条の規定に該当していないと認められるとき

- (3) 利用定員を上廻るなど、正当な理由により受入れが困難と認められるとき
  - (4) 児童の障害等の程度により、通常の保育を行うことが困難と認められるとき
- 3 実施施設の長は、第1項の申請に係る可否の決定について、次の区分に従い、速やかに申請者に通知するとともに、その結果を第14条に規定する実施報告で市長に報告するものとする。

(1) 利用（変更）を可とするとき

「北九州市病児保育事業利用（変更）承認通知書」（様式第5号）

(2) 利用（変更）を不可とするとき

「北九州市病児保育事業利用（変更）不承認（取消）通知書」（様式第6号）

(利用期間)

第11条 本事業の利用期間は、原則として連続する7日以内（実施施設の休業日を含む。）とする。ただし、実施施設の長がやむを得ないと認めたときは、必要最小限度の範囲内で延長することができる。

- 2 実施施設の長は、利用の開始後において、児童の病状等が変化し実施施設での対応が著しく困難となった場合又は前条第2項各号の一に掲げる事由が生じた場合は、その時点で利用を終了させなければならない。

(利用の実施)

第12条 実施施設への児童の送迎は、保護者が行うものとする。

- 2 保護者は、利用期間中は常に連絡先を明らかにしておくとともに、第7条の規定に抵触することとなった場合は、直ちに児童を引き取らなければならない。
- 3 保護者は、利用に際しては、実施施設の医師又はその他の従事職員に、児童の健康状態、その他処遇上必要な事項について充分説明を行わなければならない。
- 4 実施施設においては、児童の状況を充分把握のうえ、安全かつ適切な処遇に努めるとともに、利用期間中の児童の保育状況等の記録を整備しておかななければならない。
- 5 実施施設においては、従事職員の研修に努めるとともに、事故発生の予防と安全管理に最善を尽くさなければならない。

(費用負担等)

第13条 本事業を利用した保護者は、別表2に掲げる利用料を実施施設に支払わなければならない。

- 2 実施施設の長は、前号に掲げる利用料を徴収したときは、領収書を発行し、また、その控えを実施施設において5年間保管しなければならない。
- 3 実施施設の長は、常に、本事業の収支状況を明らかにしておかななければならない。

(実施報告)

第14条 実施施設の長は、本事業の利用状況等を「北九州市病児保育事業実施報告書」（様式第7号）により、各月毎に市長に報告しなければならない。

(事業内容の検査等)

第15条 市長は、児童福祉法第34条の18の2に基づき、必要と認めるときは、実施施設に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は従事職員等に対して質問、若しくは実施施設へ立ち入りを行い、事業内容の検査を行うことができる。

- 2 市長は、前号に掲げる検査の結果、事業運営が不相当と認めるときは、実施施設の長に対し必要な改善を命じ、又は本事業の制限若しくは停止を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第16条 実施施設の長は、個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委託事業（委託事業が終了し、解除された後を含む）に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱い、個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、当該事業を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集すること。
- (4) 委託事業に関して知り得た個人情報を、当該事業を処理するため以外に使用し、又は第三者に引渡してはならないこと。

(関係機関との連携)

第17条 実施施設の長は、本事業の実施にあたり医療機関、保育所、その他関連公共機関等との十分な調整、連携を図らなければならない。

(事故の報告)

第18条 実施施設の長は、保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付府政共生96号・25初幼教第30号・雇児保発0216 第1号通知）」に従い、必要に応じて速やかに市長へ報告するものとする。

(研修補助)

第19条 市長は、実施施設の職員が、当該施設が開所されていない日に市の指定する研修を職務の一環として受講した場合、又は実施施設の職員が、当該施設の開所日に市の指定する研修を受講した場合で実施施設が当該職員の代替職員を雇用した場合は、別表3に定める日額単価（実支出する賃金の日額単価がこれに満たない場合はその単価）に研修受講日数の範囲内において職員又は代替職員が勤務した日数を乗じて得た額を、当該実施施設の長に対して補助するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、子ども家庭局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年 1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 6月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成21年12月 7日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成24年 9月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成31年 4月16日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

付 則  
この要綱は、令和元年 7月 1日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

付 則  
この要綱は、令和2年 6月 1日から施行し、令和2年 4月 1日から適用する。

付 則  
この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

付 則  
この要綱は、令和5年 9月 15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 北九州市病児保育事業委託料

	委託料	対象経費																																																																
基本分	<p>1か所当たり年額 7,037,000円 うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。</p>	病児保育事業に必要な費用																																																																
福岡県内居住世帯加算分	<p>病児保育事業を利用する児童の保護者のうち、その利用日において、福岡県内に住所を有するものを対象者とする。令和5年4月以降に、実施施設が徴収を免除した、対象者に係る別表2に定める北九州市病児保育事業利用料を支給する。</p> <p>※2,000円×年間延利用人数（福岡県内居住世帯に限る）</p>																																																																	
延べ利用児童数に応じた加算分	<p>年間に利用した延べ利用児童数に応じて、次の金額を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,000,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,000,000円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,000,000円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,000,000円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,000,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,000,000円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,000,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,000,000円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,000,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,000,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,000,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>17,000,000円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>18,000,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>19,000,000円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>20,000,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,900,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,800,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,700,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,600,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,500,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,400,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,300,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,200,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,100,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)	50人以上100人未満	1,000,000円	100人以上150人未満	1,500,000円	150人以上200人未満	2,000,000円	200人以上300人未満	3,000,000円	300人以上400人未満	4,000,000円	400人以上500人未満	5,000,000円	500人以上600人未満	6,000,000円	600人以上700人未満	7,000,000円	700人以上800人未満	8,000,000円	800人以上900人未満	9,000,000円	900人以上1,000人未満	10,000,000円	1,000人以上1,100人未満	11,000,000円	1,100人以上1,200人未満	12,000,000円	1,200人以上1,300人未満	13,000,000円	1,300人以上1,400人未満	14,000,000円	1,400人以上1,500人未満	15,000,000円	1,500人以上1,600人未満	16,000,000円	1,600人以上1,700人未満	17,000,000円	1,700人以上1,800人未満	18,000,000円	1,800人以上1,900人未満	19,000,000円	1,900人以上2,000人未満	20,000,000円	2,000人以上2,200人未満	20,900,000円	2,200人以上2,400人未満	22,800,000円	2,400人以上2,600人未満	24,700,000円	2,600人以上2,800人未満	26,600,000円	2,800人以上3,000人未満	28,500,000円	3,000人以上3,200人未満	30,400,000円	3,200人以上3,400人未満	32,300,000円	3,400人以上3,600人未満	34,200,000円	3,600人以上3,800人未満	36,100,000円	3,800人以上4,000人未満	38,000,000円	
年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)																																																																	
50人以上100人未満	1,000,000円																																																																	
100人以上150人未満	1,500,000円																																																																	
150人以上200人未満	2,000,000円																																																																	
200人以上300人未満	3,000,000円																																																																	
300人以上400人未満	4,000,000円																																																																	
400人以上500人未満	5,000,000円																																																																	
500人以上600人未満	6,000,000円																																																																	
600人以上700人未満	7,000,000円																																																																	
700人以上800人未満	8,000,000円																																																																	
800人以上900人未満	9,000,000円																																																																	
900人以上1,000人未満	10,000,000円																																																																	
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円																																																																	
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円																																																																	
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円																																																																	
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円																																																																	
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円																																																																	
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円																																																																	
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円																																																																	
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円																																																																	
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円																																																																	
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円																																																																	
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円																																																																	
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円																																																																	
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円																																																																	
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円																																																																	
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円																																																																	
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円																																																																	
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円																																																																	
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円																																																																	
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円																																																																	
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円																																																																	

設備整備分 (事業を開始した年度に限る)	1ヶ所あたり2,000,000円を上限とする。(ただし、当該年度の予算の範囲内とする)	病児保育事業に必要な事業開始初年度における備品購入費用										
当日キャンセル 対応加算	<p>年間キャンセル回数に応じて、次の金額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="434 472 1289 689"> <thead> <tr> <th>年間キャンセル回数</th> <th>基準額 (1施設あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 25回以上 50回未満</td> <td>247,900円</td> </tr> <tr> <td>(2) 50回以上 100回未満</td> <td>502,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 100回以上 150回未満</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 150回以上</td> <td>1,005,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間キャンセル回数	基準額 (1施設あたり年額)	(1) 25回以上 50回未満	247,900円	(2) 50回以上 100回未満	502,500円	(3) 100回以上 150回未満	670,000円	(4) 150回以上	1,005,000円	当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合にキャンセル1回として計上し、加算の対象とする。
年間キャンセル回数	基準額 (1施設あたり年額)											
(1) 25回以上 50回未満	247,900円											
(2) 50回以上 100回未満	502,500円											
(3) 100回以上 150回未満	670,000円											
(4) 150回以上	1,005,000円											

別表2 北九州市病児保育事業利用料

金額	備考
2,000円	給食費、おむつ代等は含まない

別表3 研修補助単価

職種	単価 (1日)
保育士等	7,900円